

退職時には『資格確認書』『被保険者証』等の回収と返却について

退職の際には資格確認書・被保険者証をはじめ、高齢受給者証・限度額認定証等(以下「証書」といいます。)の回収及び返却をお願いいたします。

マイナ保険証への切り替えが始まっていますが、被保険者証は、令和7年12月1日までは引き続き回収が必要です。

『資格喪失届』や『被扶養者異動届』のご提出の際には、各種証書を添付してください。

※紛失等により回収できない場合は、『回収不能届』の添付をお願いしていますが、極力証書の回収にご協力ください。

※回収不能届提出後であっても、被保険者様から証書を返却された際には速やかに健保組合へご返却ください。

マイナ保険証の更新について

《マイナンバーカードの電子証明書の更新をお願いします》

マイナンバーカードの電子証明書は、カードを使ったオンライン手続きで本人確認をするためのものです。

カード作成から5回目の誕生日が有効期限となっています。

★有効期限が切れると・・・

- ・医療機関でマイナ保険証として使えなくなります。
- ・コンビニで公的書類(住民票の写しなど)の交付が受けられなくなります。
- ・e-Taxでの確定申告やマイナポータルでの医療費控除など、カードを利用したオンラインでの行政手続きが出来なくなります。

有効期限の3か月前に、市区町村から通知書が届きます。

カード本体と通知書を持って、市区町村の窓口で手続きをしましょう。

*詳しくは、お住いの市区町村のホームページ等をご確認ください。

【注意】更新手続き後は、翌日までマイナンバーカードをマイナ保険証として使えない場合があります。

同日に医療機関を受診する場合は、先に受診を終えてから手続きをしていただくようお願いいたします。

特定保健指導(指導対象者:被保険者)のご案内について

4月25日に、特定保健指導対象者がいらっしゃる事業所様へ実施案内通知を送らせていただきました。

時間が無いからと指導を受ける事を後回しにされる方もいらっしゃいますが、何かしらの対策を始めない限りは急に適正な数値になるという事はありません。健康な生活を長く続けるためにも、対象者がいらっしゃる事業所様は特定保健指導を受けていただくようお願いいたします。

- ・実施時期・・・令和7年6月頃
- ・保健指導にかかる費用・・・全額健保組合負担
- ・保健指導委託先・・・(株)ベネフィット・ワン

ウォーキングキャンペーン記録表のご提出について

ウォーキングキャンペーンも終盤に差し掛かりました。25万歩を目指して最後まで頑張りましょう!

ウォーキングキャンペーン記録表の提出期限は令和7年6月16日(月)必着です。

FAX、もしくは郵送にて受け付けておりますので遅れずにご提出いただきますようお願いいたします。

☆キャンペーン終了後も引き続き『一駅分歩く』『階段を使う』など日常的に身体を動かすことを習慣付けましょう!

令和7年度被扶養者『特定健康診査受診券』の発送について

5月15日に40歳以上の被扶養者様へ令和7年度の特定健康診査のご案内を発送いたしました。

被保険者の方に比べて被扶養者の方の受診割合は3割程度と低い状況にありますので、病気の早期発見の為にも被保険者の方から被扶養者の方へ受診するようにお声掛けをお願いします。

☆同封の『令和7年度特定健診(家族健診)のご案内』の送付についても、ご確認ください。

- ・特定健康診査にかかる費用・・・全額健保組合負担
(オプションは自己負担)

・受診券の有効期限・・・令和8年1月31日
有効期限にご注意の上、受診の際には早めの予約をお願いいたします!

※被扶養者の方はオプション検診の内、婦人科検診(子宮がん・乳がん)の補助が受けられます。

マイナ保険証への登録も引き続きご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用していただくと、限度額を超える一時的な支払の手続きが不要になる等のメリットがあります。

ぜひ、マイナ保険証への切り替えをお願いいたします。